

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る
機械処理事務手引について

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理については、平成 21 年 6 月 22 日付け基発第 0622003 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引について」により示しているところであるが、今般、次期労災行政情報管理システムの第Ⅱ期開発に伴い、下記の機械処理事務手引等を別添のとおり作成したので、当該システムの稼働日からこれによる機械処理に遺漏なきを期されたい。

なお、平成 12 年 9 月 8 日付け基発第 567 号、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 218 号、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 219 号、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 220 号、平成 13 年 11 月 30 日付け基発第 1032 号、平成 15 年 3 月 27 日付け基発第 0327008 号、平成 18 年 12 月 28 日付け基発第 1228001 号、平成 19 年 1 月 4 日付け基発第 0104001 号及び平成 19 年 3 月 26 日付け基発第 0326001 号は、本通達の施行日をもって廃止する。

記

1 作成する機械処理事務手引等の名称

- (1) 労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム
労災保険業務機械処理事務手引 短期給付業務編
- (2) 同 アフターケア業務編
- (3) 同 介護（補償）給付業務編
- (4) 同 二次健康診断等給付業務編
- (5) 同 業務共通・本省編
- (6) 同 業務共通・共通編
- (7) 同 年金・一時金業務編
- (8) 同 給付統計データ関係編
- (9) メリット制事務処理手引

2 施行期日

本通達の施行日は、別途通知する。